

陳 情 文 書 表

(教育委員会)

受 理 番 号	2 0 5	受 理 年 月 日	令 和 3 年 2 月 25 日
件 名	京都朝鮮学園に対する補助金の廃止		
要 旨	<p>新聞報道のとおり、京都市は日本人が通う私立高校への教育奨励補助金を休止してまで行財政改革を迫られている状態であるならば、以下の理由から朝鮮学校に対する補助金を廃止するのが道理である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 朝鮮学校に補助金を投入する行為は、最高裁判所判決で全て最終敗訴している。判決を要約すると、朝鮮学校は北朝鮮や朝鮮総連の不当な支配下にあり公共性がないという判断であり、補助金を投入する行為は判例違反である。</li> <li>2 衆議院の北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会のメンバーである議員が、党の拉致問題対策本部の会合で、公安調査庁から初めて朝鮮総連には工作員などが日本国内に約7万人いるという報告を受け、当該議員がその中に朝鮮人学校の関係者が含まれているのかと質問すると、同庁はその理解で結構であるとはっきり認めたことも明らかになっている。また、当該議員は、朝鮮学校と朝鮮総連が財務上の関係にあることは既に警察庁も公安調査庁も国会答弁で認めており、自治体は教育上の観点から支出しているが、補助金を支出する必要はないと語っている。</li> <li>3 北朝鮮刑法は朝鮮学校関係者にも適応される。朝鮮学校関係者は北朝鮮刑法の支配下にあるものであり、日本の公の支配下で運営されているとは言えない。</li> <li>4 第二の阪神教育事件を予告する兵庫朝鮮学園と同じ系列である京都朝鮮学園に補助金を与えてはならない。</li> <li>5 普通地方公共団体の長による公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、補助金の交付は違法と評価されるとする広島高裁判決を踏まえ、京都朝鮮学園に補助金を投入すること自体が京都市長による裁量権の逸脱又は濫用になるので違法である。</li> <li>6 拉致被害者の帰国の実現に最大限の努力をするというのが拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の趣旨であり、京都市はこれを遵守する義務を放棄していると言わざるを得ない。</li> <li>7 新聞報道によると、自治体から朝鮮学校の生徒の保護者への学費補助が、寄付の形で朝鮮学校（朝鮮総連）から徴収されるというピンハネ問題も指摘されている。</li> <li>8 2016年3月29日の北朝鮮による核実験やミサイル発射を受け、文部科学省は朝鮮学校に補助金を交付している自治体に対し、補助金見直しの通知を出した。 全国の朝鮮学校は全てにおいて北朝鮮や朝鮮総連の不当な支配下にあり、京都朝鮮学園のみが北朝鮮の支配から外れて独立して健全な公共性のある運営を行っているという事はあり得ない。 よって、朝鮮総連傘下の京都朝鮮学園に税金を投入する行為は憲法第89条に違反する。 ついては、京都朝鮮学園に対する補助金を廃止することを願う。</li> </ol>		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	教育福祉委員会		

